

部会ニュース

第 457 号 2019年8月27日

(一社)大阪府トラック協会 海上コンテナ部会

「国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について」 の一部改正について

平成30年3月の道路法改正により創設された重要物流道路制度により、道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナ車（40 f 背高）については、許可を必要とせずに通行できる措置が講じられ本年7月31日から運用が開始されておりますが、許可不要で通行する場合には、国土交通省が定める下記の書類を車両に備え付ける必要がありますのでご確認ください。

なお、許可が不要となるのは重要物流道路のみであり、それ以外の道路に関しましては従前どおり特車の通行申請が必要です。

記

1. 国土交通大臣が定める車両に備え付けることが必要とされる書類（(1) または(2)）
 - (1) 現に運搬しているコンテナに係る機器受渡書（EIR）
 - (2) 車両を運転する者に対して運搬を指示する書面（運送作業指図書、運送指令書など）
2. 上記書類に必要な記載項目（(1)～(5)の全て）
 - (1) コンテナを輸入または輸出するための運搬である旨の記載
 - (2) コンテナの搬出もしくは出発または搬入もしくは到着の場所および日時（運送年月日）
 - (3) 荷主（送または受）名
 - (4) コンテナの寸法
 - (5) 船積予定港または揚予定港の名称

以上